

プライバシーマーク付与認定指定機関の指定及びプライバシーマーク審査員研修機関の認定に係る秘密情報の取扱いに関する規約

財団法人日本情報処理開発協会（以下「協会」という。）は、協会が「プライバシーマーク制度設置及び運営要領」の規定に基づき、プライバシーマーク付与認定指定機関（以下「指定機関」という。）の指定又はプライバシーマーク審査員研修機関（以下「研修機関」という。）の認定（以下「認定業務」という。）を行うにあたり、指定機関の指定を申請する事業者及び指定を受けた事業者又は審査員研修機関の認定を申請する事業者及び認定を受けた事業者（以下「事業者」という。）が協会に開示する情報について、以下のとおり取り扱うことを約する。

（秘密情報）

第1条 本規約において秘密情報とは、協会が認定業務を行うにあたり、事業者が協会に書面又は口頭その他の方法により開示する技術上、営業上、その他一切の情報をいう。

2 前項の規定にかかわらず、協会が保有する次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報には含まれない。

- 一 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
- 二 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- 三 事業者から提供を受けた情報に関係なく、独自に収集した情報
- 四 開示を受けたとき公知であった情報
- 五 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

（秘密情報の取扱い）

第2条 協会は、秘密情報を善良なる管理者としての注意義務をもって保管、管理する。

2 協会は、日本工業規格「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項 JIS Q 15001」に従い、秘密情報に含まれる個人情報を取り扱う。

3 認定業務に係る審査の一部を、協会が契約する審査員（以下、「審査員」という。）に行わせる場合、協会は審査員に本規約と同等の秘密保持義務を負わせ、これを遵守させる義務を負う。

4 協会は、事業者から提供を受けた紙、FD、CDその他の媒体で秘密情報を記録したもの（以下「秘密情報媒体」という。）を複製しない。ただし、法令に基づく場合及び事業者を特定することが不可能な状態に加工した上で、ヒアリング等の審査を円滑に行うために必要最小限の範囲で複製する場合を除く。

(秘密情報の利用)

第3条 協会は、秘密情報を、認定業務を実施するために必要な範囲を超えて利用してはならない。

(秘密情報の取扱いの委託)

第4条 協会は、秘密情報の保管や廃棄など、秘密情報の取扱いの一部を委託する場合には、当該委託先との間で本規約と同等の秘密保持義務を負わせ、これを遵守させる義務を負う。

(第三者提供の禁止)

第5条 協会は、事業者の書面による同意がある場合を除き、秘密情報を第三者に提供してはならない。ただし次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

一 法令に基づく場合

二 第4条の規定により秘密情報の取扱いの一部を委託する場合

2 協会は、前項第一号の規定に基づき秘密情報を第三者に提供する場合、事業者に事前に通知しなければならない。ただし法令により事業者への通知が制限される場合はこの限りではない。

(廃棄)

第6条 協会は、協会の定めるところにより、秘密情報媒体を廃棄する。

(有効期間)

第7条 本規約に規定する協会の義務は、協会が事業者から指定機関の指定又は研修機関の認定の申請を受理したときから効力を発する。

2 本規約に規定する協会及び事業者の義務は、事業者が指定機関の指定に関する契約又は研修機関の認定に関する契約を更新せず当該契約の有効期間を終了したときから2年後に消滅する。

3 前項の規定にかかわらず、協会は、秘密情報を取り扱わせる従業者（審査員を含む。）に対し、その職を離れた後も認定業務を行うにあたって知り得た秘密情報を開示しない義務を負わせなければならない。

(管轄裁判所)

第8条 本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(規約の改正)

第9条 本規約を改正したときは、協会のウェブサイトにて改正内容及び施行日を公表する。

2 施行日以後は、すべての事業者に変更後の本規約が適用される。

附則

本規約は、平成20年8月8日より施行する。